社保審一介護給付費分科会	
第128回(H28.3. 30)	資料 6

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間 及び要支援認定有効期間の特例に関する省令について

1. 基本的な考え方

○ 東日本大震災により市町村が要介護認定等の更新に係る事務を行うことが困難となっている状況が継続していることから、被災市町村からの要望も踏まえ、要介護認定等に係る有効期間を延長し、市町村の事務負担を軽減する。

2. 具体的内容

- 要介護認定等の有効期間を12月間までの範囲内で市町村が定める期間まで延長可能とする特 例省令(※)について、これまで、適用期間を延長してきた。(別紙参照)。
 - ※東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令

3. 対象

〇 現在、福島県飯舘村のみが特例省令の対象となっているが、更なる延長希望が無かったため、 平成28年4月1日以降は延長せず、対応を終了する。

特例省令の適用対象の市町村

- ●平成23年3月11日~平成24年3月31日 災害救助法適用市町村
- ●平成24年4月1日~平成24年9月30日 被災3県
- ●平成24年10月1日~平成25年3月31日 被災3県のうち、14市町村

●平成25年4月1日~平成25年9月30日 被災2県のうち、10市町村

´ 岩手県 大槌町 、福島県 南相馬市、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村)

- ●平成25年10月1日~平成26年3月31日 福島県4市町村 〔福島県南相馬市、双葉町、浪江町、飯舘村〕
- ●平成26年4月1日~平成26年9月30日 福島県3市町村 〔福島県 双葉町、浪江町、飯舘村〕
- ●平成26年10月1日~平成27年9月30日 福島県2市町村 〔福島県 双葉町、飯舘村〕
- ●平成27年10月1日~平成28年3月31日 福島県飯舘村
- ●平成28年4月1日~ **対応終了**